

規制改革ホットライン処理方針  
 (令和7年5月23日から令和8年2月19日までの回答)

デジタル・AI ワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁回答	区分 (案) (注)	別添の 該当番号
医療機関の法人二税申告様式の統一化	その他	△	1
税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」推進	検討を予定	△	2
自転車の防犯登録	【防犯登録について】 検討を予定 【自転車保険について】 その他	△	3
ビデオを活用した重要事項説明時における宅建士の立ち合い義務の緩和	検討を予定	◎	4
自転車防犯登録制度のデジタル化および全国一元化	検討に着手	◎	5

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

## 提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル・AI WG

番号: 1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和 7 年 4 月 18 日	回答取りまとめ日	令和 7 年 6 月 20 日
-----	-------------	--------------------	----------	--------------------

提案事項	医療機関の法人二税申告様式の統一化
具体的内容	<p>医療機関は、法人県民税・事業税の申告の際、「区分計算書」に基づき、所得を計算する事になっている。通常、国税・地方税の申告については、厳格に様式が定められ、eLTAX 等で申告が可能となっている。</p> <p>一方、「区分計算書」については、大まかな考え方が定められているだけで、厳格な様式がないため、47都道府県がバラバラに様式を定めている。(計算方法も若干異なる。)</p> <p>については、電子申告ができず(紙を PDF ファイルで添付することしかできない)、計算誤り等を eLTAX 上で弾くことができない。様式統一及び eLTAX 上で申告できるようにすべき。</p>
提案理由	<p>適正な申告の増。</p> <p>各地方団体でのチェックの減。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	総務省
制度の現状	<p>事業税に係る医療法人等の所得の計算について、社会保険診療に係る収入及び経費はそれぞれ益金又は損金の額に算入しないことが法令で定められております。これにより、社会保険診療に係る所得は課税の対象外となっております。</p> <p>医療法人等の経理方式の都合などにより、社会保険診療に係る所得とそれ以外の所得とを明確に区分して計算できない場合については、それぞれの課税庁の判断に基づいて計算方式及び様式を定めています。</p>	
該当法令等	地方税法第 72 条の 23	
対応の分類	その他	
対応の概要	<p>事業税において、社会保険診療に係る所得は課税の対象としないこと、また、社会保険診療の対象となるものについては地方税法令上に定めがありますが、所得が明確に区分できない場合などにおける具体的な計算方法等については特段の定めがなく、課税庁ごとの適切な判断に委ねる運用としているところです。なお、現行システム下でも、PDF データ等を添付する形での電子申告自体は可能です。</p> <p>御提案の様式の統一化、eLTAX 対象手続への追加については、現行の法制度下においても対応可能な事項ではありますが、まずは改修に係る費用や必要性、優先度等を考慮し、課税庁において地方税共同機構との間で協議の上、適切に検討・対応されるべきものであると考えます。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル・AI WG

番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年5月 29日	回答取りまとめ日	令和7年6月 20日
-----	-------------	---------------	----------	---------------

提案事項	税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」推進
具体的内容	<p>税・公金の収納・支払は紙処理が中心であり、必ずしも利便性が高くなく、また社会全体でも相応のコストとなっている。</p> <p>電子納付を一層推進することは、社会全体(国・自治体、納税者、金融機関)の利便性向上やコスト削減につながるため、利用周知だけでなく、例えば、納税者に対して、電子納税の義務付け、申請期間延長、窓口納付と非対面納付で納付額に差異を設ける等、電子納付を選択しやすくなるようなインセンティブを設けて頂きたい。また、地方税統一 QRコードにおける対象税項目の拡大や利用促進もお願いしたい。</p> <p>なお、地方税の収納に係る手数料の適正化も併せてお願いしたい。</p>
提案理由	<p>1.制度の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大法人については、電子申告が義務化。</li> <li>・規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)において、「総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税/法人税・消費税の申告手続きについて、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告利用率100%に向けた取組の検討を行う」とされている。</li> <li>・従来から、各金融機関は、各種電子納付サービスの体制整備や税・公金の電子申告に係る顧客周知を行っているが、顧客の中には根強い紙文化が残り、大幅な利用向上につながっていない。</li> <li>・各金融機関から自治体等にも税公金関連の依頼をしているが、各自治体だけでは進まず、国が強く主導していく必要。</li> </ul> <p>2.現状制度の弊害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子納付対象税目が一部に留まり、アナログとデジタルの取扱いが併存しているため、システムコストが二重となっており、受付・集計にかかる業務も非効率。</li> <li>・2023年4月開始の「地方税統一QRコード」の導入対応を行っているが、QRコードを印刷した納付書で納付する仕組みであり、銀行から地公体へ納付書を送付する事務は削減されたが、窓口での一部業務は残っている状況。自宅でスマホによりQRコードを読み取り、銀行口座を連携し、納付できるアプリ等も民間から提供されているが、納税者の利用は必ずしも進んでいない。</li> <li>・各自治体等で納付書の形態が異なり、読取箇所等個別の設定が必要なことも負担。</li> </ul> <p>3.想定される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子納付は、顧客の利便性向上に資するだけでなく、自治体等における事務処理・帳票保管に係るコスト削減や金融機関のコスト削減に資する。</li> </ul>
提案主体	第二地方銀行協会

	所管省庁	財務省 総務省
制度の現状	<p>【財務省】</p> <p>国税の電子納税については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和3年10月18日財務省HP公表(最終更新:令和6年10月21日))において、目標値を設定し、当該基本計画に基づき、普及・拡大に取り組んでおります。</p> <p>【総務省】</p> <p>地方税の電子納付については、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、すべての地方団体に対しeLTAXを通じた納付が可能となっております。</p>	
該当法令等	なし	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>【財務省】</p> <p>電子納税の義務化については、オンライン利用率を踏まえつつ、納税者の負担にも配慮し、更なる利便性向上や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、法令、システム、予算面等含め導入可否等の検討をしていきます。</p> <p>国税の納付については、令和8年度までにキャッシュレス納付割合を5割とすることを目指しており、金融機関や関係省庁等と連携し、キャッシュレス納付の普及拡大に向けて取り組んでまいりますので引き続きご協力をお願いします。</p> <p>【総務省】</p> <p>地方税の納付については、令和4年度税制改正において、地方税法令上、キャッシュレス納付の対象を全ての税目に拡大し、令和5年4月から、地方税統一QRコード(eL-QR)を活用したキャッシュレス納付の仕組みを導入しました。その結果として、納付に係るeLTAXの利用件数は、大きく増加しております。</p> <p>また、令和6年5月に国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言を行い、それに併せて全地方団体にキャッシュレス納付の推進に向けて依頼したところです。引き続き、金融機関や地方団体等と連携し、キャッシュレス納付の普及拡大に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いします。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル・AI WG

番号:3

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年7月 23日	回答取りまとめ日	令和7年8月 25日
-----	-------------	---------------	----------	---------------

提案事項	自転車の防犯登録
具体的内容	<p>ネット上で防犯登録手続きができるようにする。</p> <p>自転車は車両なので防犯登録の窓口は国土交通省とする。</p> <p>防犯登録の際は自転車保険に加入することを義務付ける。</p>
提案理由	<p>インターネットで自転車が購入できますが、防犯登録は自転車店に持っていかなければならず、遠方であれば持つて行くことは困難なので、ネット上で防犯登録手続きができるようにしてください。</p> <p>自転車は車両なので自動車と同じように扱うべきだと思うので、国土交通省が防犯登録の窓口を設けてください。</p> <p>自転車事故防止の観点から、定期点検を必須とし、自転車には自賠責保険がないため、自転車保険(個人賠償保険でも可能)に加入することを義務付けてください。</p> <p>これまで、警察の管轄だったと思いますが、警察は違法な電動自転車の取り締まりなどの治安維持活動に注力してください。</p>
提案主体	個人

所管省庁	警察庁 国土交通省
制度の現状	<p>自転車の防犯登録については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項により、自転車を利用する者は、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第12号)で定めるところにより都道府県公安委員会の指定を受けた「指定団体」の行う防犯登録を受けなければならないこととされています。</p> <p>自転車損害賠償保険等の加入促進について、保険の必要性等を説明したチラシやWEBページ等を作成して、官民連携して広報啓発を行っています。</p> <p>また、自転車保険への加入を促す条例を定めるなど、都道府県においても、保険の加入促進が図られています。</p>
該当法令等	<p>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条第3項</p> <p>自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則</p> <p>自転車活用推進法附則第3条</p>
対応の分類	<p>【防犯登録について】</p> <p>検討を予定</p>

	<p>【自転車保険について】</p> <p>その他</p>
対応の概要	<p>防犯登録に関する制度については左記のとおりですが、防犯登録の具体的な手続の方法については、法令等に規定がなく、各都道府県公安委員会の指導の下、指定団体において適宜の方法で実施されているところです。</p> <p>他方、御指摘のように防犯登録の手続をインターネット上でできるようにするに当たっては、適正性を確保した形での手続の在り方や防犯登録手数料の納付の方法等、検討すべき課題があるものと考えています。</p> <p>頂いた御意見については、今後検討を行う際に参考とさせていただきます。</p> <p>また、自転車保険の必要性等が周知され、一層保険への加入が促進されるよう、引き続き自治体等と連携して取り組んでまいります。</p>

区分(案)	△
-------	---

## 提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル・AI WG

番号: 4

受付日	所管省庁への検討要請日	令和 7 年 11 月 19 日	回答取りまとめ日	令和 7 年 12 月 18 日
-----	-------------	------------------	----------	------------------

提案事項	No.36 ビデオを活用した重要事項説明時における宅建士の立ち合い義務の緩和
具体的内容	ビデオを活用した重要事項説明時においては、①希望する購入者に対してのみ、②宅地建物取引士(以下、宅建士)への質疑応答の時間を別途設けることを条件に、ビデオ再生中の宅建士の立会いを不要とすべきである。
提案理由	<p>不動産取引において、宅建士は購入者や賃借人に対して取引に係る重要な事項をまとめた重要事項説明書を交付し説明することが義務付けられている。こうしたなかで、特に新築マンションの取引においては、複数の購入者に対する説明内容に重複が多く、説明時間も2～3時間にわたることから、宅建士による説明の様子を録音・録画したビデオを補助的に活用することが行われている。具体的には、インターネット上の動画配信サイトでビデオ説明を再生するという方法が取られている。しかし、現在の運用では、購入者からの質問に宅建士が適時適切に回答する必要があるなどの理由から、ビデオ再生時にも宅建士の立会いが求められている。このため、購入者は宅建士と日程調整の上、長時間のビデオを一度で視聴する必要があり、時間が空いた時に複数回に分けてビデオを視聴したいといった多様化する購入者のニーズに対応しきれていない実情がある。</p> <p>要望の実現により、宅建士の立ち合いを希望しない購入者にとっては、長時間のビデオを確認する時間や場所の自由度が増し、希望する時間に複数回に分けて視聴したり気になった箇所を繰り返し確認することが可能となる。なお、実務上、重要事項説明の後に購入者に重要事項説明の内容を理解・納得した旨の受領書を取得する工程があるため、説明内容に疑義のあるまま契約行為に及び、購入者が不測の損害を被るおそれはないと考えられる。</p>
提案主体	日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	<p>宅地建物の取引は、権利関係や取引条件が極めて複雑であり、十分に調査、確認しないまま契約を締結すると、当初予定していた利用ができなかったり、契約条件を知らなかったことにより、購入者等が不測の損害を被ることとなります。</p> <p>そうしたおそれを防止し、購入者等が十分に理解して契約を締結できるよう、宅地建物取引業法第 35 条では、宅地建物取引業者が、取引の対象となる宅地建物について、宅建士をして、重要事項について、書面を交付して説明をさせることを義務づけています。</p>	
該当法令等	宅地建物取引業法第 35 条	
対応の分類	検討を予定	

対応の概要	<p>・ビデオを活用した重要事項説明については、ビデオを観た消費者等と宅地建物取引士との間のやり取りに十分な双方向性があること、消費者等からの質疑に宅地建物取引士が適時適切に回答できることが確保されている場合には、ビデオを活用して重要事項説明を行うことは差し支えないと考えられます。</p> <p>・この点、「希望する購入者に対してのみ」「宅地建物取引士への質疑応答の時間を別途設ける」とすることについては、ビデオを観た消費者等と宅地建物取引士との間のやり取りに十分な双方向性があること、消費者等からの質疑に対して宅地建物取引士が適時適切に回答できる体制であることが確保されているかどうかの観点から検討が必要であると思われることから、提案者及び業界等と意見交換をしつつ、検討してまいります。</p>
-------	---

区分(案)	◎
-------	---

## 提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル・AI WG

番号:5

受付日	令和7年11月19日	所管省庁への検討要請日	令和7年12月18日	回答取りまとめ日
-----	------------	-------------	------------	----------

提案事項	No.39 自転車防犯登録制度のデジタル化および全国一元化
具体的内容	デジタル庁と規制改革推進会議の関与の下で、現行の紙ベースによる自転車防犯登録制度を廃止し、申請フォーム・登録情報の統一化およびオンライン化を実現し、全国統一のデジタル登録制度・システムを実現すべきである。
提案理由	<p>現在の自転車防犯登録制度は、都道府県ごとに実施団体・様式・手数料・運用が異なっており、依然として紙ベースでの登録が主流となっている。このため、多店舗展開する販売事業者は都道府県ごとに異なる書式・手続に対応せざるを得ず、業務負担とコストが課題となっている。また、利用者にとっても転居のたびに再登録を強いられるなど、制度理解に混乱を招いている。さらに、登録情報の原本保管義務は販売店に課されており、保管期限は最長20年や無期限に及ぶ県も存在する。紙書類の長期保管は保管スペースを圧迫し、所有者が登録証を紛失した際には販売店が膨大な書類の中から履歴を探す必要があるなど、非効率な事務が発生しているほか、紛失・誤廃棄・情報流出のリスクも高く、個人情報保護の観点からも課題となっている。同時に、警察においても、登録に時間を要するほか、都道府県間の情報照会等に遅延が生じる可能性がある。</p> <p>本制度は、法律により「都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない」とされ、運用は各公安委員会が定めることとなっているが、規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」(令和5年6月1日)で示された、「地域的差異を設けることが合理性に乏しい」手続であり、デジタルを前提に全国一律での制度設計が望ましい。</p> <p>要望の実現により、利用者は転居時の再登録が不要となり、登録内容の確認・更新をオンラインで完結できるため利便性が大幅に向上する。販売店は紙書類の作成・保管・照会に要する工数と費用を削減できる。警察は都道府県間照会が不要となり、盗難車両の早期発見や窃盗犯の迅速検挙を実現するとともに、各自治体においては不法駐輪対策や街づくりの施策を機動的に進められるなど、業務効率化にとどまらず、社会全体の利便性と安全性の向上に資する。</p>
提案主体	日本経済団体連合会

	所管省庁	警察庁
制度の現状	<p>自転車の防犯登録制度は、昭和33年に自転車税・自転車鑑札制度が廃止されたことを受け、各都道府県の自転車商組合等が主体となって開始された民間主導の制度です。</p> <p>放置自転車の社会問題化を受け、平成5年に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(昭和55年法律87号。以下「自転車法」という。))が、議員立法により改正、公布され、防犯登録が義務化されました。</p> <p>義務化に当たっては、コストや行政負担増加を抑えるため、自転車商組合が実施していた防犯登録制度をそのまま活用することになりました。</p> <p>自転車法改正時には、「防犯登録は自転車商協同組合等現在の防犯登録の運営主体による継続実施を前提とす</p>	

	<p>ること」旨の附帯決議がなされています。</p> <p>以上のような背景により、現状は各指定団体(都道府県公安委員会から指定を受けた非営利団体)がそれぞれの実施要領により、登録件数、予算等の規模に応じて個別に登録業務を行っています。</p>
該当法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条第3項
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<p>自転車防犯登録の関係団体と、登録情報の統一化及びオンライン化に向けて検討を行っています。</p> <p>今後、指定団体及び都道府県警察に対して、自転車防犯登録の手続等に関する調査を行い、調査結果を踏まえて、具体的な対応を調整する予定です。</p>

区分(案)	◎
-------	---